

# 改訂「特許・実用新案審査基準」、 「PCTハンドブック」の完成にあたって

## 巻・頭・言

特許庁審査第一部調整課 審査基準室長 田村 聖子



本年10月1日より、全面改訂された「特許・実用新案審査基準」と「特許・実用新案審査ハンドブック」(「審査基準」)に基づく審査が行われています。

改訂に際しては、①審査基準の基本的な考え方が、簡潔かつ明瞭な記載で、国内外の制度ユーザーにより分かりやすく示されることや、②特許が認められる例と認められない例がバランス良く示されることによって、特許権取得の予見性が一層高まることが望まれていました。また、③国内制度ユーザーが他国で権利取得が容易となるよう、審査基準の考え方が他国の審査基準に用いられることも望まれていました。

このようなニーズに応えるため、産業構造審議会の審査基準専門委員会WGで了承された基本方針に沿って審査基準全体を約1年半かけて見直し、英訳と共に公表しました。

改訂の結果、制度ユーザーの審査に対する基本的な考え方への理解が進み、権利取得への予見性が高まることが期待されています。また、審査官の判断手法がより分かりやすくなったことにより、国際的にも我が国の審査結果への信頼感が一層高まり、本審査基準の考え方が他国においても採用され、国内制度ユーザーが他国で権利を取得しやすくなることも期待されています。

これらの期待に応えるため、私達、審査官には、審査基準の基本的な考え方に導いた審査を行い、その結果を国内外に示していくことが求められています。結局、審査基準も、その内容が具現化された質の高い審査結果に結びつかなければ画餅にすぎません。

今回、私達の審査に取り組む姿勢を明確化するため、本基準の冒頭には「審査の基本方針」を掲げ、品質ポリシーでいうところの「質の高い特許権」、すなわち「強く・広く・役に立つ特許権」の設定という視点を持って審査を行うことを明言しました。審査基準を深く理解し、その基本的な考

え方に基づく審査を行うことは、質の高い特許権設定への第一歩となるものですから、私達は全力をあげて取り組んでいきたいと思えます。

また同日、「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」(「PCTハンドブック」)をはじめて公表しました(英訳も同時公表)。このハンドブックは、日本国特許庁が、特許協力条約(PCT)の国際調査機関、国際予備審査機関として行う、審査官の国際調査・予備審査の業務手順や判断基準を詳細に説明したものです。今回、条約、規則等との整合性を確認し、構成や説明ぶりの全面的な整理・検討を行って、約1年半をかけて作成し、公表のはこびとなりました。

この背景には、国際出願件数の飛躍的な増加と、日本国特許庁が、他国からのPCT国際出願について国際調査及び予備審査を行う機会の増加があります。そのため、これまで以上に運用の透明性を高めて制度ユーザーの利便性を向上させると共に、我が国の国際調査及び予備審査に対する外国特許庁からの信頼感の醸成がより一層期待されるようになってきました。

本ハンドブックでは、フローチャートや図面を活用して、制度や、書類の説明等をわかりやすく解説しています。国際出願に係る業務指針は他国にも存在しますが、本ハンドブックのように図解を加えて詳細かつ総合的に分かりやすくまとめたものは、世界に類がありません。

今般ハンドブックを作成・公表したことにより、国内出願人はもちろんのこと、外国出願人も、我が国審査官が行う国際調査及び予備審査は、本ハンドブックに遵って行われることを期待しています。その期待に応えるべく、質の高い国際調査、予備審査を世界に発信し、出願人の、世界各国における権利取得を支援していきたいと思えます。